

寄附金控除について

平成 23 年税制改正により、確定申告で寄付金控除を受けられる際に、控除方法を選択していただくことができるようになりました。

このたび中心会でも皆様方に控除方法を選択していただく為の手続きが終わり、神奈川県より証明書の発行を受けました。

については皆様におかれましても、平成 23 年分の確定申告から寄付金控除の方法を選択していただけるようになりました。

尚、控除の方法については、下記を参考の上、お住まいの現住所を所轄する税務署にお問合せ下さいますようお願い致します。

税額控除制度、所得控除制度の 2 種類があり、確定申告の際には、寄付者ご自身においてどちらか一方の制度をご選択ください。

・税額控除制度 (平成 23 年税制改正による新制度) ©2011(平成 23)年 1 月 1 日以降のご寄付が対象となります)

税率に関係なく所得税額から直接控除するため、既存の所得控除と比較して、ほとんどのご寄付について減税効果が大きくなります。

〔(所得税額) - (寄付金控除額)〕

(年間の寄付金合計額(※1) - 2,000 円) × 40% = 寄付金控除額(※2) ⇒ 所得税額から控除されます。

例) 寄付金が 50,000 円の場合の減税額 : (50,000 円(※1) - 2,000 円) × 40% = 19,200 円(※2)

(※1) 年間の寄付金の合計額が年間の総所得金額等の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

(※2) 寄付金控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

・所得控除制度

所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。

〔課税所得: (所得金額) - (寄付金控除額)〕 × 税率 = 所得税額

年間の寄付金合計額(※1) - 2,000 円 = 寄付金控除額 ⇒ 課税所得から控除されます。

例) 寄付金が 50,000 円(所得金額が 700 万円の方)の場合の減税額 :

約 11,000 円(※1)年間の寄付金の合計額が年間の総所得金額等の 40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

《控除をうけるための手続き》

寄附金控除をうけるためには、寄付を行った方が、最寄りの税務署において確定申告をされる必要があります。

確定申告の際は中心会からの寄付金の領収書(税額控除を選択される場合は同封の証明書と領収書)が必要です。

確定申告の方法や様式については、「国税庁のホームページ」などを参照するほか、お住まいの現住所を管轄する税務署などへお問い合わせ下さいますようお願い致します。